老総発0817第１号

老高発0817第１号

老健発0817第１号

平成27年８月17日

各都道府県　介護保険主管部（局）長　殿

厚生労働省老健局総務課長

（公印省略）

厚生労働省老健局高齢者支援課長

（公印省略）

厚生労働省老健局老人保健課長

（公印省略）

長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所先等で受け取るに当たっての

居所情報の登録申請等について（依頼）

　平素より介護保険行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　本年10月以降、国民一人一人の住民票の住所に対し、12桁のマイナンバー（社会保障・税番号）を記した通知カードの送付が始まります。

　これに伴い、別添１のとおり総務省より各都道府県に対し、「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る事務処理要領」（平成27年７月27日総行住第78号総務省自治行政局住民制度課長通知）が発出されたところです。

　その中で、本年10月５日以降、長期間の入所等が見込まれながら、入所等期間中は住民票上の住所（以下「住所地」という。）を介護保険施設等に移しておらず、かつ、当該住所地に居住者が不在であることから、当該住所地において通知カードの送付を受けることができない方については、ご本人や代理の方から住所地がある市区町村に対して、あらかじめ入所等先を居所として登録すると、入所等先で通知カードを受け取ることができることとなりました。

　居所情報の登録に当たっての手続等の概要は別添２の「長期入所者等で住所を移していない方がマイナンバー通知カードを入所先等で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等に係る流れ（概要）」にまとめておりますが、各介護保険施設等においては、長期入所等中の方で施設等に住所地を移していない方に対する居所情報の登録に関する周知及び居所情報登録申請書のご確認等につき、下記のとおりご協力を賜りたいので、貴管下の市区町村及び介護保険施設等への周知をお願いいたします。

記

１．介護保険施設等における居所情報登録の対象者

　本年10月５日以降、長期間の入所等が見込まれながら、入所等期間中は住所地を介護施設等に移しておらず、かつ、当該住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない方

２．入所者等による居所情報の登録申請の方法

入所者等において居所情報登録申請書（別添３）に必要事項を記載の上、本年8月24日（月）から9月25日（金）までに（持参又は必着）、申請書を本人確認書類等とともに、住民票のある市区町村（政令指定都市に住民票がある方は区役所）に郵送等していただく必要があります。

　詳細は総務省のウェブサイトも併せてご覧ください。

　http://www.soumu.go.jp/kojinbango\_card/08.html

３．介護保険施設等における居所情報登録申請書の確認等の方法

入所者等から居所情報登録申請書の確認等の依頼がありましたら、別添４のＱ＆Ａ11に沿ってご確認・押印等をお願いいたします。

４．介護保険施設等における周知用のポスター・リーフレット

ポスター・リーフレットは以下のホームページから入手いただけます。

　　　　http://www.soumu.go.jp/main\_content/000370650.pdf

※　１枚目のみ印刷したものがポスターで、１・２枚を両面印刷したものがリーフレット（別添５）です。

ダウンロード・印刷の上、必要に応じて適宜ご活用ください。

担当：

（入所者等の居所情報登録について）

厚生労働省老健局総務課　杉田、及川

０３－３５９１－０９５４（直通）

oikawa-yuuko@mhlw.go.jp

　　　sugita-kouji@mhlw.go.jp

（マイナンバー全般について）

マイナンバーコールセンター

０５７０－２０－０１７８【全国共通ナビダイヤル】

9:30～17:30（土日祝日・年末年始を除く）